

果実飲料品質表示基準の一部改正について（案）

農林水産省

平成16年12月21日

1 改正の趣旨

JAS法第9条の2の規定及び平成13年11月に農林物資規格調査会で決定した「JAS規格の制定・見直しの基準」に基づく果実飲料の日本農林規格の見直しに伴い、果実飲料品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1683号）について所要の改正を行う。

2 改正の内容

果実飲料品質表示基準について、

- (1) 果汁入り飲料の定義を、果実の搾汁を希釈して製造したものにあっては、果汁に由来する糖用屈折計示度の割合ではなく、果汁の重量の割合によって規定すること
- (2) 希釈して飲用に供するもので、希釈時に果汁入り飲料となるものは、果汁入り飲料と表示するとともに、希釈倍数を記載すること
- (3) 果実の搾汁のみを原料とした製品で、「○○ジュース（ストレート）」と表示する場合、オレンジ、りんご、ぶどうにおいて二酸化炭素の使用を認めないこととすること
- (4) 印刷瓶入り果実飲料の場合、一括表示事項の表示に用いる活字の大きさを5.5ポイント以上とすることとすること

等の改正を行う。

果実飲料品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1683号）一部改正新旧対照表（案）

現	現	現	現
改	正	案	基準
果実飲料品質表示基準			
(趣旨)			
第1条 [略]	第12年3月31日農林水産省告示第513号)に定めるもののほか、この基準の定めによることによる。	第1条 果実飲料(容器に入れ、又は包装されたものに限る。)の品質に関する表示については、加工食品品質表示基準(平成12年3月31日農林水産省告示第513号)に定めるものによる。	第1条 果実飲料(容器に入れ、又は包装されたものに限る。)の品質に関する表示については、加工食品品質表示基準(平成12年3月31日農林水産省告示第513号)に定めるものほか、この基準の定めによることによる。
(定義)			
第2条 この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。	第2条 この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。	第2条 この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。	第2条 この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。
用語	定義	用語	定義
果実飲料	[略]	果実飲料	果実ジュース、果実ミックスジュース、果粒入り果実ジュース、果実・野菜ミックスジュース及び果汁入り飲料をいう。
果実の搾汁	[略]	果実の搾汁	果実を破碎して搾汁又は裏ごし等をし、皮、種子等を除去したものをいう。
濃縮果汁	果実の搾汁を濃縮したもの又はこれに果実の搾汁、果実の搾汁を濃縮したもの若しくは還元果汁を混合したもの又はこれに砂糖類、はちみつ等を加えたものであって、糖用屈折計示度(加えられた砂糖類、はちみつ等の糖用屈折計示度を除く。)が別表1の基準以上(レモン、ライム、うめ及びかぼすにあっては、酸度(加えられた酸の酸度を除く。)が別表2の基準以上)のものをいう。	果実の搾汁	果実の搾汁を濃縮したもの若しくはこれに果実の搾汁、果実の搾汁を濃縮したものであって、糖用屈折計示度(加えられた砂糖類、はちみつ等を加えたもの又はこれに糖類、はちみつ等を混合したもの)が別表1の基準以上(レモン、ライム、うめ及びかぼすにあっては、酸度(加えられた酸の酸度を除く。)が別表2の基準以上)のものをいう。
還元果汁	濃縮果汁を希釀したものであって、糖用屈折計示度(加えられた糖類、はちみつ等の糖用屈折計示度を除く。)が別表3の基準未満(レモン、ライム、うめ及びかぼすにあっては、酸度(加えられた酸の酸度を除く。)が別表4の基準以上、別表2の基準未満)のものをいう。	還元果汁	濃縮果汁を希釀したものであって、糖用屈折計示度(加えられた糖類、はちみつ等の糖用屈折計示度を除く。)が別表3の基準以上、別表1の基準未満(レモン、ライム、うめ及びかぼすにあっては、酸度(加えられた酸の酸度を除く。)が別表4の基準以上、別表2の基準未満)のものをいう。
果実ジュース	オレンジジュース、うんしゅうみかんジュース、グレープフルーツジュース、レモンジュース、りんごジュース、ぶどうジュース、ペイントップルジュース、ももジュース及びこれら以外の1種類の果実の搾汁若しくは還元果汁又はこれに砂糖類、はちみつ等を加えたものをいう。	オレンジジュース	オレンジの果実の搾汁若しくは還元果汁若しくはこれにみかん類(Citrus reticulata Blanca)の果実の搾汁、濃縮果汁若しくは還元果汁を加えたもの又はこれに糖類、はちみつ等を加えたもの(みかん類の原材料に占める重量の割合が10%未満であって、かつ、糖用屈折計示度(加えられた砂糖類、はちみつ等の糖用屈折計示度を除く。)の割合が10%未満のものに限る。)をいう。
うんしゅうみかんジュース	オレンジの果実の搾汁若しくは還元果汁若しくはこれにみかん類の果実の搾汁、濃縮果汁若しくは還元果汁を加えたもの又はこれに砂糖類、はちみつ等を加えたもの(みかん類の原材料に占める重量の割合が10%未満であって、かつ、糖用屈折計示度(加えられた砂糖類、はちみつ等の糖用屈折計示度を除く。)に占める割合が10%未満のものに限る。)をいう。	うんしゅうみかんジュース	うんしゅうみかんの果実の搾汁若しくは還元果汁又はこれに砂糖類、はちみつ等を加えたものをいう。
グレープフルーツジュース	グレープフルーツの果実の搾汁若しくは還元果汁又はこれに砂糖類、はちみつ等を加えたものをいう。	グレープフルーツジュース	グレープフルーツの果実の搾汁若しくは還元果汁又はこれに糖類、はちみつ等を加えたものをいう。

レモン・ジュース	レモンの果実の搾汁若しくは還元果汁又はこれに <u>砂糖類</u> 、はちみつ等をえた물을いいう。	レモン・ジュース	レモンの果実の搾汁若しくは還元果汁又はこれに <u>糖類</u> 、はちみつ等をえた물을いいう。
りんご・ジュース	りんごの果実の搾汁若しくは還元果汁又はこれに <u>砂糖類</u> 、はちみつ等をえた물을いいう。	りんご・ジュース	りんごの果実の搾汁若しくは還元果汁又はこれに <u>糖類</u> 、はちみつ等をえた물을いいう。
ぶどう・ジュース	ぶどうの果実の搾汁若しくは還元果汁又はこれに <u>砂糖類</u> 、はちみつ等をえた물을いいう。	ぶどう・ジュース	ぶどうの果実の搾汁若しくは還元果汁又はこれに <u>糖類</u> 、はちみつ等をえた물을いいう。
パインアップル・ジュース	パインアップルの果実の搾汁若しくは還元果汁又はこれに <u>砂糖類</u> 、はちみつ等をえた物をいいう。	パインアップル・ジュース	パインアップルの果実の搾汁若しくは還元果汁又はこれに <u>糖類</u> 、はちみつ等をえた物をいいう。
もも・ジュース	ももの果実の搾汁若しくは還元果汁又はこれに <u>砂糖類</u> 、はちみつ等をえた物をいいう。	もも・ジュース	ももの果実の搾汁若しくは還元果汁又はこれに <u>糖類</u> 、はちみつ等をえた物をいいう。
果実ミックス・ジュース	2種類以上の果実の搾汁若しくは還元果汁を混合したもの又はこれに <u>砂糖類</u> 、はちみつ等をえたもの(みかん類の果実の搾汁又は還元果汁を加入了オレンジジュースであって、みかん類の原材料に占める重量の割合が10%未満、かつ、糖用屈折計示度(加えられた <u>砂糖類</u> 、はちみつ等の糖用屈折計示度を除く。)の割合が10%未満のものを除く。)をいいう。	果実ミックス・ジュース	2種類以上の果実の搾汁若しくは還元果汁を混合したもの又はこれに <u>糖類</u> 、はちみつ等をえたもの(みかん類の果実の搾汁又は還元果汁を加入了オレンジジュースであって、みかん類の原材料に占める重量の割合が10%未満、かつ、糖用屈折計示度(加えられた <u>糖類</u> 、はちみつ等の糖用屈折計示度を除く。)の割合が10%未満のものを除く。)をいいう。
果粒入り果実ジュース	果実の搾汁若しくは還元果汁にかんきつ類の果実のさのう若しくはかんきつ類以外の果肉を細切したもの等(以下「果粒」という。)をえた物をいいう。	果粒入り果実ジュース	果実の搾汁若しくは還元果汁のうちかんきつ類の果実のさのう若しくはかんきつ類以外の果肉を細切したもの等(以下「果粒」という。)をえた物をいいう。
果実・野菜ミックス・ジュース	果実の搾汁若しくは還元果汁に野菜を破碎して搾汁若しくは裏ごしきをし、皮、種子等を除去したもの(これを濃縮したもの又は希釀して搾汁の状態に戻したもの)を含む。以下「野菜汁」という。)をえた物をいいう。	果実・野菜ミックス・ジュース	果実の搾汁若しくは還元果汁に野菜を破碎して搾汁若しくは裏ごしきをし、皮、種子等を除去したもの(これを濃縮したもの又は希釀して搾汁の状態に戻したもの)を含む。以下「野菜汁」という。)をえた物をいいう。
果汁入り飲料	果汁入り飲料	果汁入り飲料	果汁入り飲料
1 還元果汁若しくは還元果汁及び果実の搾汁を希釀したもの又はこれに <u>砂糖類</u> 、はちみつ等を加入了ものであって、糖用屈折計示度(加えられた <u>砂糖類</u> 、はちみつ等の糖用屈折計示度を除く。)が別表3の基準(レモン、ライム、うめ及びかぼすにあつては、酸度(加えられた酸の酸度を除く。)について別表4の基準、上漬合したものにあつては、糖用屈折計示度(加えられた <u>砂糖類</u> 、はちみつ等の糖用屈折計示度を除く。)又は酸度(加えられた酸の酸度を除く。)について果実の搾汁及び還元果汁の配合割合により別表3又は別表4の基準を按分したものの合計)の10%以上100%未満のもので、かつ、果実の搾汁及び還元果汁の原材料に占める重量の割合が果実の搾汁、還元果汁、糖類及び他のもの原材料に占める重量の割合を上回るもの。	1 還元果汁若しくは還元果汁及び果実の搾汁を希釀したもの又はこれに <u>砂糖類</u> 、はちみつ等を加入了ものであって、糖用屈折計示度(加えられた <u>砂糖類</u> 、はちみつ等の糖用屈折計示度を除く。)が別表3の基準(レモン、ライム、うめ及びかぼすにあつては、酸度(加えられた酸の酸度を除く。)について別表4の基準、上漬合したものにあつては、糖用屈折計示度(加えられた <u>砂糖類</u> 、はちみつ等の糖用屈折計示度を除く。)又は酸度(加えられた酸の酸度を除く。)について果実の搾汁及び還元果汁の配合割合により別表3又は別表4の基準を按分したものの合計)の10%以上100%未満のもので、かつ、果実の搾汁及び還元果汁の原材料に占める重量の割合が果実の搾汁、還元果汁、糖類及び他のもの原材料に占める重量の割合を上回るもの。		
2 果実の搾汁を希釀したもの又はこれに <u>砂糖類</u> 、はちみつ等を加入了ものであつて、果実の搾汁の希釀に用いた水及び原材料の合計に占める重量の割合が10%以上もので、かつ、果実の搾汁の原材料に占める重量の割合が果実、砂糖類及びはちみつ以外のものの原材料に占める重量の割合を上回るもの。	2 果実の搾汁を希釀したもの又はこれに <u>砂糖類</u> 、はちみつ等を加入了ものであつて、果実の搾汁の希釀に用いた水及び原材料の合計に占める重量の割合が10%以上もので、かつ、果実の搾汁の原材料に占める重量の割合が果実、砂糖類及びはちみつ以外のものの原材料に占める重量の割合を上回るもの。		
3 希釀して飲用に供するものであつて、希釀時の飲用に供する状態が1又は2となるもの	3 希釀して飲用に供するものであつて、希釀時の飲用に供する状態が1又は2となるもの		

(一括表示事項)
[削る。]

第3条 果実飲料の製造業者が一般消費者に直接販売する場合にあっては、加工食品品質表示基準第3条第1項に規定する製造業者等は、次の各号に規定するところによらなければならぬ。

- 1 项ただし書の規定にかかわらず、その容器又は包装に同項第1号、第3号及び第6号に掲げる事項を一括して表示しなければならない。
- 2 希釈して飲用に供すべきものとして一般消費者に販売されるものにあっては、製造業者等（加工食品品質表示基準第3条第1項に規定する製造業者等をいう。以下同じ。）がその容器又は包装に一括して表示すべき事項は、同項各号に掲げるもののほか、使用方法とする。

(表示の方法)

第4条 名称、原材料名及び保存方法の表示に際しては、製造業者等は、次の各号に規定するところによらなければならぬ。

- (1) 名称 加工食品品質表示基準第4条第1項本文の規定にかかわらず、次に定めるところにより記載すること。

ア 果実ジュースであって、果実の搾汁のみを使用したもの（ペインアンップルにあってはペクチンを、りんご、ぶどう、もも、西洋なし、日本なし及びバナナにあってはレーアスコルビン酸及びレーアスコルビン酸ナトリウムを使用したものと、それ以外のものにあっては「〇〇ジュース（濃縮還元）」と、還元果汁を使用したものにあっては「〇〇ジュース（ストレート）」と、それ以外のものにあっては「〇〇ジュース（ストレート）」と、それ以外のものにあっては「〇〇ジュース（濃縮還元）」と、それ以外のものにあっては「〇〇ジュース（濃縮還元）」又は「〇〇ジュース」の文字の次に括弧を付けて「加糖」と記載し、砂糖類及びちみつを加えたものにあっては「〇〇ジュース（濃縮還元）」又は「〇〇ジュース（濃縮還元）」の文字の次に括弧を付けて「加糖」と記載し、二酸化炭素を圧入したものにあっては名称の最後に括弧を付して「炭酸ガス入り」と記載すること。

イ 果実ミックスジュースであって、果実の搾汁のみを使用したもの（ペクチンを、りんご、ぶどう、もも、西洋なし、日本なし及びバナナにあってはレーアスコルビン酸及びレーアスコルビン酸ナトリウムを使用したものと、それ以外のものにあっては「果実ミックスジュース（ストレート）」と、還元果汁を使用したものにあっては「果実ミックスジュース（濃縮還元）」と、それ以外のものにあっては「果実ミックスジュース（濃縮還元）」と記載すること。ただし、砂糖類及びちみつを加えたものにあっては「果実ミックスジュース（濃縮還元）」又は「果実ミックスジュース（濃縮還元）」の文字の次に括弧を付して「加糖」と記載し、二酸化炭素を圧入したものにあっては名称の最後に括弧を付して「炭酸ガス入り」と記載すること。

ウ 果粒入り果実ジュースであって、還元果汁を使用したものにあっては「〇〇果粒入り果実ジュース（濃縮還元）」と、それ以外のものにあっては「〇〇果粒入り果実ジュース」と記載し、「〇〇」には使用した果粒に係る果実の最も一般的な名称を記載すること。ただし、糖類、はちみつ等を加えたものにあっては「〇〇果粒入り果実ジュース（濃縮還元）」又は「〇〇果粒入り果実ジュース」の文字の次に括弧を付して「加糖」と記載し、二酸化炭素を圧入したものにあっては名称の最後に括弧を付して「炭酸ガス入り」と記載すること。

エ 果実・野菜ミックスジュースにあっては、「果実・野菜ミックスジュース」と記載し、果粒を加えたものにあっては、「果実・野菜ミックスジュース」の文字の前に括弧を付して「果粒入り」と記載

すること。ただし、砂糖類及びはちみつ等を加えたものにあっては「果実・野菜ミックスジュース」の文字の次に括弧を付して「加糖」と記載し、二酸化炭素を圧入したものにあっては名称の最後に括弧を付して「炭酸ガス入り」と記載すること。
オ アからエまでに規定する各称の文字の次又は最後に記載すべき、「(濃縮還元)」、「(加糖)」又は「(炭酸ガス入り)」の用語を2以上記載する必要がある場合は、「(濃縮還元・加糖)」等と記載すること。

カ 果汁入り飲料にあっては、「〇〇%△△果汁入り飲料」と記載すること。この場合において、還元果汁又は還元果汁及び果実の搾汁を希釈して製造したものであって、1種類の果実を使用したものにあっては「〇〇」には糖用屈折計示度(加えられた砂糖類、はちみつ等の糖用屈折計示度を除く。)の別表3の糖用屈折計示度の基準(レモン、ライム、うめ及びかぼすにあっては、酸度(加えられた酸の酸度を除く。)について別表4の酸度の基準)に対する割合を、「△△」には使用した果実の最も一般的な名称を記載し、2種類以上の果実を使用した場合の合計を、「△△」には使用した果実の別表3の糖用屈折計示度の基準に対するそれぞれの割合の合計を、「△△」には「混合」と記載すること。

キ カの規定にかかるらず、果汁入り飲料であって、果粒を加えたものにあっては「〇〇%△△果汁入り飲料」の文字の前に括弧を付して「果粒入り」と、二酸化炭素を圧入したものにあっては「〇〇%△△果汁入り飲料」の文字の次に括弧を付して「炭酸ガス入り」と記載すること。

ク 希釀して飲用に供する果汁入り飲料にあっては、カに規定する各称の文字の前に「□倍希釀時」と記載し、□には使用方法に記載した希釀倍数を記載すること。ただし、第5条第4号に規定する表示がなされている場合は省略することができる。

- (2) 原材料名
加工食品品質表示基準第4条第1項第2号(工を除く。)の規定にかかるらず、使用した原材料を、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、次のア及びイに定めるところにより記載すること。
ア 食品添加物以外の原材料にあっては、次の(7)から(9)までの順に並んで記載すること。
(7) [略]
(8) [略]
(9) [略]

すること。ただし、砂糖類及びはちみつ等を加えたものにあっては「果実・野菜ミックスジュース」の文字の次に括弧を付して「加糖」と記載し、二酸化炭素を圧入したものにあっては名称の最後に括弧を付して「炭酸ガス入り」と記載すること。

オ 果汁入り飲料にあっては、「〇〇%△△果汁入り飲料」と記載すること。この場合において、1種類の果実を使用したものにあっては「〇〇」には使用した果実の別表3の糖用屈折計示度の基準(レモン、ライム、うめ及びかぼすにあっては、別表4の酸度の基準。以下この項において同じ。)に対する割合を、「△△」には使用した果実の最も一般的な名称を記載し、2種類以上の果実を使用したものにあっては「〇〇」には使用した果実の別表3の糖用屈折計示度の基準に対するそれぞれの割合の合計を、「△△」には「混合」と記載すること。

カ オの規定にかかるらず、果汁入り飲料であって、果粒を加えたものにあっては「〇〇%△△果汁入り飲料」の文字の前に括弧を付して「果粒入り」と、二酸化炭素を圧入したものにあっては「〇〇%△△果汁入り飲料」の文字の次に括弧を付して「炭酸ガス入り」と記載すること。

- ア 食品添加物以外の原材料にあっては、次の(7)から(9)までの順に並んで記載すること。
(7) 使用した果実にあっては、その最も一般的な名称を記載し、果粒入り果実ジュースの果粒にあつては、「果粒」の文字の次に括弧を付して使用した果実の最も一般的な名称を記載すること。ただし、使用した果粒以外の果実の種類が2種類以上の中のものにあっては、「果実」の文字の次に括弧を付して、原材料に占める重量の割合の多いものから順に2種類の果実名を記載し、その他の果実にあっては、「その他」と記載することができる。
(8) みかん類を使用したオレンジジュースを使用した場合にあっては、(7)の規定にかかるらず、オレンジ以外の果実について、「うんしゅうみかん」、「ポンカン」、「シクリシャー」等に代えて「みかん類」と記載することができる。
(9) 使用した野菜にあっては、その最も一般的な名称を記載すること。ただし、使用した野菜の種類

が2種類以上ものにあつては、「野菜」の文字の次に括弧を付して、原材料に占める重量の割合の多いものから順に2種類の野菜名を記載し、その他の野菜にあつては、「その他」と記載することができる。

(イ) 果実、野菜及び砂糖類以外の原材料にあつては、原材料に占める重量の割合の多いものから順に「果粒」(果粒入り果実ジュース以外のものに限る。)、「はちみつ」、「こしょう」、「食塩」等とその最も一般的な名称をもつて記載すること。ただし、こしうその他の香辛料にあつては、「香辛料」と記載することができる。

(ロ) 砂糖類にあつては、「砂糖」、「ぶどう糖」、「果糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」とその最も一般的な名称をもつて記載することができる。

(ハ) 「砂糖類」(果粒入り果実ジュース以外のものに限る。)、「はちみつ」、「こしょう」、「食塩」等とその最も一般的な名称をもつて記載すること。ただし、こしうその他の香辛料にあつては、「香辛料」と記載することができる。

(ホ) 砂糖類にあつては、「砂糖」、「ぶどう糖」、「果糖」、「ぶどう糖果糖液糖」、「果糖ぶどう糖液糖」、「高果糖液糖」とと原材料に占める重量の割合の多いものから順にその最も一般的な名称をもつて記載し、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖にあつては「砂糖・ぶどう糖液糖」と、砂糖混合ぶどう糖・高果糖液糖にあつては「砂糖・果糖・ぶどう糖液糖」と記載すること。ただし、ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖にあつては「砂糖・異性化液糖」と、砂糖混合ぶどう糖果糖液糖、砂糖混合果糖混合高果糖液糖及び砂糖混合果糖液糖及び砂糖液糖及び砂糖液糖を併用するものにあつては、「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。

(カ) 使用した砂糖類が2種類以上ものにあつては、(イ)の規定にかかわらず、「砂糖類」又は「砂糖類」の文字の次に括弧を付して、「砂糖・ぶどう糖」等と原材料に占める重量の割合の多いものから順にその最も一般的な名称をもつて記載し、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用するものにあつては「砂糖・ぶどう糖・ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合果糖混合ぶどう糖液糖を併用するものにあつては「砂糖・果糖・ぶどう糖液糖」と、砂糖及び砂糖混合高果糖液糖を併用するものにあつては「砂糖・高果糖液糖」と記載すること。ただし、砂糖及び砂糖混合ぶどう糖果糖液糖を併用するもの又は砂糖及び砂糖混合高果糖液糖及び砂糖液糖を併用するものにあつては、「砂糖・異性化液糖」と記載することができる。

(キ) 印刷入りの果実飲料その品質に関する表示をふたにするもの(以下「印刷入り果実飲料」といいう。)の場合には、「異性化液糖」にあつては、「液糖」と、「砂糖・異性化液糖」にあつては「砂糖・液糖」と記載することができる。

(ク) 食品添加物は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)第21条第1項第1号及び第2号、第11項並びに第12項の規定に従い記載すること。ただし、栄養強化の目的で使用される食品添加物にあつては、同条第1項第1号ホ括弧書の規定にかかわらず、他の食品添加物と同様に記載すること。

2 加工食品品質表示基準第3条及び前条に規定する事項(以下「一括表示事項」という。)の表示は、加工食品品質表示基準第4条第2項の規定によるほか、各名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法、使用方法、原産国名及び製造者の順に記載しなければならない。

3 印刷入り果実飲料にあつては、前項の規定にかかわらず、一括表示事項の表示は、加工食品品質表示基準第4条第2項に規定する別記様式(備考を除く。)によらず表示することができ。表示に用いる文字は、同様式の備考の2の規定にかかわらず、日本工業規格Z8305(1962)(以下「JISZ8305」という。)に規定する5.5ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字とすることができる。

(その他の表示事項及びその表示の方法)
第5条 製造業者等は、一括表示事項のほか、次に定める事項を次に定めるところにより表示しなければならない。

イ 食品添加物は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)第5条第1項第1号ホ及び第2号、第11項並びに第12項の規定に従い記載すること。ただし、栄養強化の目的で使用される食品添加物にあつては、同条第1項第1号ホ括弧書の規定にかかわらず、他の食品添加物と同様に記載すること。

2 加工食品品質表示基準第3条及び前条に規定する事項(以下「一括表示事項」という。)の表示は、加工食品品質表示基準第4条第2項の規定によるほか、名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法、使用方法、原産国名及び製造者の順に記載しなければならない。

- (1) 果汁入り飲料以外の果実飲料のうち、砂糖類及びはちみつ等を加えたものにあっては、商品名の近接した箇所に括弧を付して J I S Z 8 3 0 5 に規定する 1.4 ポイントの活字以上の大さきの活字により「加糖」と記載すること。
- (2) 果実・野菜ミックスジュース及び果汁入り飲料以外の果実飲料のうち、還元果汁を使用したものにあっては、商品名の近接した箇所に J I S Z 8 3 0 5 に規定する 1.4 ポイントの活字により「濃縮還元」と記載すること。
- (3) 冷凍したものであって、原料用果汁以外のものにあっては、「冷凍果実飲料」と記載すること。

- (表示禁止事項)
- 第6条 加工食品品質表示基準第6条各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項は、これを表示してはならない。ただし、(3)に掲げる事項については、果実ミックスジュース、果粒入り果実ジュース、果実・野菜ミックスジュース及び果汁入り飲料以外のものであって、かつ、原材料に果実の搾汁及び香料(動植物から得られたもの又はその混合物に限る。)以外のものを使用していないものに表示する場合は、この限りでない。
- (1) [略]
 (2) [略]
 (3) [略]
 (4) [略]
- (表示禁止事項)
- 第6条 加工食品品質表示基準第6条各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項は、これを表示してはならない。ただし、(3)に掲げる事項については、果実ジュースであって、かつ、原材料に果実の搾汁及び天然香料以外のものを使用していないものに表示する場合は、この限りでない。
- (1) [略]
 (2) [略]
 (3) [略]
 (4) [略]

(表示禁止事項)

第6条 加工食品品質表示基準第6条各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項は、これを表示してはならない。ただし、(3)に掲げる事項については、果実ミックスジュース、果粒入り果実ジュース、果実・野菜ミックスジュース及び果汁入り飲料以外のものであって、かつ、原材料に果実の搾汁及び香料(動植物から得られたもの又はその混合物に限る。)以外のものを使用していないものに表示する場合は、この限りでない。

- (1) 生、フレッシュその他新鮮であることを示す用語
 (2) 天然又は自然の用語
 (3) 純正、ピュアその他の純粋であることを示す用語
 (4) 第3条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語

別表1

果 実 名	糖用屈折計示度の基準 (°B x)	果 実 名	糖用屈折計示度の基準 (°B x)	糖用屈折計示度の基準 (°B x)
[略]	[略]	[略]	2.0	2.2
[略]	[略]	オレンジ	1.8	2.8
[略]	[略]	うんしゅうみかん	1.8	2.0
[略]	[略]	グレープフルーツ	1.8	1.2
[略]	[略]	りんご	2.0	1.4
[略]	[略]	ぶどう	3.0	1.4
[略]	[略]	パイナップル	2.7	1.4
[略]	[略]	もも	1.6	4.6
[略]	[略]	なつみかん	1.8	1.8
[略]	[略]	はっさく	2.0	2.0
[略]	[略]	いよかん	2.0	2.6
[略]	[略]	ポンカン	2.2	1.6

別表1

果 実 名	糖用屈折計示度の基準 (°B x)	果 実 名	糖用屈折計示度の基準 (°B x)	果 実 名	糖用屈折計示度の基準 (°B x)
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

シイクワシャー	16	パーションフルーツ	28
日本なし	16	その他の果実	12

注: 別表1以外の果実においては、果実の汁を製造した際の糖用屈折計示度の2倍を基準とする。**たたじ**、別表2の果実を除く。

別表2 [略]

果 実 名	酸度の基準 (%)
レモン	9
ライム	12
うめ	7
かぼす	7

注：その他のの美にあつては、別表との美を除く。

別表2

注：その他の果実にあつては、別表4の果実を除く。

別表4

果 実 名	酸度の基準 (%)
レモン	4. 5
ライム	6
うめ	3. 5
かいぼす	3. 5

附 則

(施行期日) この告示は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

(経過措置) この告示の施行の日以前に製造され、加工され、又は輸入された果実飲料の品質に関する表示について

附則

（施行期日）

二の旨は、公布の日から起算して三十日を経過した後施行する。

二、
Ⅳ. 設置場所
2 この告示の施行の日以前に製造され、加工され、又は輸入された果実飲料の品質に関する表示について

は、この告示による改正前の果実飲料品質表示基準の規定の例によることができる。

3 この告示の施行の日から起算して2年を経過した日までに製造され、加工され、又は輸入される果実飲料の品質に関する表示については、この告示による改正前の果実飲料品質表示基準の規定の例によることができる。

(印刷入り果実飲料に係る表示の見直し)

4 この告示による改正後の果実飲料品質表示基準第4条第1項第2号及び第3項並びに第5条^{第3号}における印刷瓶入り果実飲料に係る規定については、この告示の施行の日から少なくとも5年を経過する日までに、印刷瓶入り果実飲料に係る表示の実態^等を踏まえ、必要な見直しを行ふものとする。